

## 第5章 ごみ処理行政の動向

### 1 国の動向

#### (1) 第五次環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき策定される計画である。環境基本計画は、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定している。

表 5-1 第五次環境基本計画の概要

名称	第五次環境基本計画(平成30年6月)
計画期間	平成30年度～令和5年度
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化</li> <li>○地域資源を持続可能な形で活用し、環境・経済・社会の統合的向上</li> <li>○幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化</li> </ul>
重点戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築</li> <li>○国土ストックとしての価値の向上</li> <li>○地域資源を活用した持続可能な地域づくり</li> <li>○健康で心豊かな暮らしの実現</li> <li>○持続可能性を支える技術の開発・普及</li> <li>○国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</li> </ul>

#### (2) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき策定される計画である。国は、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組などを引き続き中核的な事項としつつ、経済的側面や社会的側面にも視野を広げている。

表 5-2 第四次循環型社会形成推進基本計画

名称	第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)
計画期間	平成30年度～令和7年度
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な社会づくりとの統合的取組</li> <li>○多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</li> <li>○ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</li> <li>○適正処理の更なる推進と環境再生</li> <li>○万全な災害廃棄物処理体制の構築</li> <li>○適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進</li> <li>○循環分野における基盤整備</li> </ul>
国の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域循環共生圏の形成</li> <li>○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価</li> <li>○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動</li> <li>○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制</li> <li>○未利用間伐材等のエネルギー源としての利用</li> <li>○廃棄物エネルギーの徹底活用</li> <li>○マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策</li> <li>○災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の促進</li> <li>○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開</li> </ul>

### (3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定される計画である。第四次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図るため、廃棄物処理施設整備計画においては、人口減少などの社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R（リデュース・リユース・リサイクル）・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することなどを示している。

表 5-3 廃棄物処理施設整備計画の概要

名称	廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月)	
計画期間	平成30年度～令和4年度	
基本的理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本原則に基づいた3Rの推進</li> <li>○気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保</li> <li>○地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備</li> </ul>	
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。</li> <li>○焼却せざるを得ないごみについては、焼却時に効率的な発電を実施し、回収エネルギー量を確保する。</li> </ul>	
指標	項目	目標値(令和4年度)
	ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)	27%
	一般廃棄物最終処分場の残余年数	2017(平成29)年度の水準(20年分)を維持する。
	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	21%

### (4) 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針は、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき定められる方針である。食品ロスとは本来食べられるが、廃棄されてしまう食品のことを指す。我が国は、食料の大部分を海外からの輸入に頼っているが、国内の食品ロス量は年間 643 万トン（2016 年度推計）とされている。このうち、事業系食品ロス量が 352 万トン、家庭系食品ロス量が 291 万トンである。食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針においては、国、地方公共団体、事業者及び消費者の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を進めていくこととしている。

表 5-4 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の概要

名称	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月）
基本的な方向	①食べ物を無駄にしない意識を持つ。 ②食品ロス削減の必要性について認識する。 ③生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、消費者、事業者等それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、可能なものから具体的な行動に移す。
基本的施策	(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 (3) 表彰（国における表彰制度） (4) 実態調査及び調査・研究の推進 (5) 情報の収集及び提供 (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等
削減目標	2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる。 （家庭系食品ロスについては、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）、事業家食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年7月公表）で目標を設定している。）

## コラム

### 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

令和元年度に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

#### (1) 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等

※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む

#### (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

#### (3) 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰

#### (4) 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究

#### (5) 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供

#### (6) フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

——2016年度の食品ロスの推計値から計算される1人1日当たりの食品ロス排出量——

2016年度の食品ロスの排出量は、年間643万トンである。2016年度の日本の総人口を約1億2700万人とすると、1人1日当たり約140gの食品ロスを排出していることとなり、これはお茶碗1杯分のごはんに相当する。

## (5) プラスチック資源循環戦略

プラスチック資源循環戦略は、廃プラスチックの有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的な課題となっている背景のもと定められた戦略である。国としては、適正処理・3Rを率先し、国際貢献も実施することとしている。

表 5-5 プラスチック資源循環戦略の概要

名称	プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）
基本原則 （抜粋）	①ワンウェイの容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らす。 ②より持続可能性が高まることを前提に、プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替える。 ③できる限り長期間、プラスチック製品を使用する。 ④使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて、持続可能な形で、徹底的に分別回収し、循環利用を図る。
重点戦略 （プラスチック資源循環）	①リデュースの徹底 ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル ③再生材・売プラスチックの利用促進

### コラム

#### プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 （以下「プラスチック資源循環法」という。）の概要

令和4年度に施行予定であるプラスチック資源循環法では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容リ法」という。）を活用したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化等により、市町村及び再商品化事業者による効率的な再商品化を可能とする仕組みを導入するとしている。

#### (1) 基本方針の策定

次の事項に関する基本方針の策定

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

#### (2) 個別の措置事項（市町村に該当する内容）

##### <市区町村の分別収集・再商品化>

- ・容リ法ルートを活用した再商品化の実現
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して作成した再商品化計画を主務大臣が認定した場合における、市区町村による選別、梱包を省略した再商品化の実現

## 2 静岡県の動向

### (1) 改訂版第3次静岡県環境基本計画

静岡県は、環境の保全及び創造に関する施策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、静岡県環境基本計画を策定した。その後、平成23年3月に第2次静岡県環境基本計画を策定後、平成28年3月に計画の見直しを行い、改訂版第3次静岡県環境基本計画としている。

表 5-6 改訂版第3次静岡県環境基本計画

名称	改訂版第3次静岡県環境基本計画	
計画期間	平成28年度～令和3年度	
施策の展開	I. ライフスタイル、ビジネススタイルの変革 1 環境と経済の両立 2 環境にやさしい暮らし方の実践	
	II. 低炭素社会に向けた取組 1 低炭素型の地域づくり（スマートコミュニティの形成） 2 未来に責任をもつ低炭素なライフスタイルの確立 3 環境と経済を両立するビジネススタイルの促進 4 低炭素社会を担う人づくり 5 気候変動による影響への適応	
	III. 循環型社会に向けた取組 1 循環資源の3Rの推進 2 廃棄物適正処理の推進 3 循環型社会を担う基盤づくり 4 森林資源の循環利用の促進 5 水資源の確保	
	IV. 自然共生社会に向けた取組 1 生物多様性の確保 2 自然環境の保全 3 人と自然との関係を見つめ直す 4 農山漁村地域が持つ多面的機能の発揮 5 良好な生活環境の確保	
数値目標	項目	目標値(令和3年度)
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	815

## (2) 第3次静岡県循環型社会形成計画

静岡県は、循環型社会の形成を目的として、平成18年に第1次、平成23年に第2次の静岡県循環型社会形成計画を策定している。

これまでの取組をさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組を推進する必要があることから、平成28年度から令和3年度を計画期間とする第3次静岡県循環型社会形成計画を策定している。その後、県の上位計画に当たる県総合計画の計画期間（平成30年度～令和3年度）との整合を図るため、循環型社会形成計画の計画期間を1年延長し、令和3年度までとし、数値目標の見直しを行っている。

表 5-7 第3次静岡県循環型社会形成計画

名称	第3次静岡県循環型社会形成計画	
計画期間	平成28年度～令和3年度	
基本方針	1) 循環資源の3Rの推進 ①県民総参加による2R (Reduce・発生抑制、Reuse・再使用) の推進 ②良質なりサイクル (Recycle・再生利用) の推進 ③エネルギー回収の促進	
	2) 廃棄物適正処理の推進 ①事業者指導の強化と優良事業者の育成 ②適正処理推進体制の充実 ③有害物質を含む廃棄物等の適正処理の推進 ④不法投棄対策の推進 ⑤不用品回収業者対策の強化 ⑥災害廃棄物の適正処理の推進	
	3) 循環型社会を担う基盤づくり ①環境教育等の推進 ②海岸漂着物等対策の推進 ③環境ビジネスの振興 ④関係機関との連携強化	
数値目標	項目	目標値(令和3年度)
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	815
	最終処分率	3.9%

## (3) 静岡県ごみ処理広域化計画

静岡県では、平成10年3月に平成29年度までを計画年度とした静岡県ごみ処理広域化計画を策定した（現時点では失効）。なお、現在、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月29日付環循適発第1903293号）を受け、新規のごみ処理広域化計画を策定中である。

### 3 各市町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

各市町の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の内容を示す。

表 5-8-1 下田市一般廃棄物処理基本計画

名称	下田市一般廃棄物処理基本計画（平成30年8月）				
計画期間	平成30年度～令和14（平成44）年度				
基本方針	基本方針1 ごみの排出抑制や資源化・再利用を推進し、循環型社会の実現を目指す。 基本方針2 収集体制を適宜見直し、新時代に合致したごみ処理体制を構築する。 基本方針3 広域圏も視野に入れた焼却施設等の処理施設の整備を推進する。 基本方針4 市民、事業者、市の協力体制の確率に努める。 基本方針5 計画的なごみ処理を実施していきます。				
広域処理の方針	次期ごみ焼却施設は広域圏による施設整備も視野に入れ、必要に応じて関係町及び関係行政機関と協議して検討していく。				
最終処分の方針	①ごみの発生抑制と資源化により、最終処分量を削減する。 ②長期的・安定的な最終処分先確保を進める。 ③最終処分場の跡地利用を計画的に推進する。				
排出抑制・リサイクルの推進に関する施策	<市民の役割> 市民に対して、ごみの減量化と資源の再利用・再生利用に向けた自主的な行動及び市が実施する施策への協力と参加を求める。 ①消費生活におけるごみ減量 ②地域での取組への積極的参加 ③市の施策への協力・参加				
	<事業者の役割> 事業者は事業規模にかかわらず、環境及び資源の問題に配慮した事業活動を行い、市の施策に協力するとともに、廃棄物の減量化に努め、地域の一因としての役割を果たさなければならないとしている。 ①自らの責任においての自己処理 ②ごみ減量の工夫 ③事業所内での資源の分別 ④包装の適正化 ⑤容器包装等の資源物の回収				
	<市の役割> 市の役割として、各種リサイクル法の目的等を市民や事業者に周知し、その徹底が図られるよう啓発に努めるとともに、ごみの減量化や資源化の推進のための諸施策を総合的かつ計画的に実施するとしている。 ①総合的な取り組み ②リサイクル推進体制の強化 ③意識の啓発 ④情報提供及び収集 ⑤自ら減量化・資源化の実施、再生品の率先利用 ⑥不燃選別後の鉄くずやアルミの資源化 ⑦燃やせるごみの焼却処理時に発生する余熱の利用 ⑧焼却灰のセメント原料としての有効利用				
目標値（抜粋）	年度	令和2（平成32）年度	令和6（平成36）年度	令和10（平成40）年度	令和14（平成44）年度
	ごみ総排出量(t)	9,378	8,523	7,713	6,954
	1人1日当たりのごみ総排出量(g/人日)	1,168	1,125	1,083	1,041
	資源化率(%)	15.4	15.7	16.1	16.4
	最終処分率(%)	12.1	12.1	12.1	12.1

表 5-8-2 南伊豆町一般廃棄物処理基本計画

名称	南伊豆町一般廃棄物処理基本計画（令和3年6月）			
計画期間	令和3年度～令和17年度			
基本理念	環境・経済・社会が統合的に向上する循環型社会の実現			
基本方針	基本方針1 ごみの発生・排出抑制の推進 基本方針2 再使用・再生利用の推進 基本方針3 ごみの適正処理 基本方針4 環境意識の向上 基本方針5 ごみ処理における経済的、社会的側面の向上			
広域処理の方針	ごみ処理の適正化においては、隣接する下田市、松崎町、西伊豆町との共同処理による処理体制を構築する。			
最終処分の方針	中間処理に伴って発生する残渣については、県外にある民間の最終処分場で埋立処分する。			
排出抑制・リサイクルの推進に関する施策	ごみの発生・排出抑制の推進 ①生ごみ減量化・食品ロス削減の推進 ・生ごみの水切りの推進 ・生ごみ処理機、コンポスト容器の導入推進 ・食品ロス削減の推進（情報提供、フードバンク支援等） ②使い捨てプラスチック削減の推進 ・マイバッグ運動の推進 ・マイボトルの利用促進 ③事業系ごみの適正排出 ・事業系ごみの適正排出に向けた指導の強化 ④ごみの収集カレンダー、分別マニュアルの充実 ・ごみの出し方便利帳の見直し ⑤ごみ処理手数料の適正な費用負担の調査 ・ごみ処理手数料の適正な費用負担の調査研究 再使用・再生利用の推進 ①不用品のリユースの推進 ・広報等によるリユースの推進に関わる情報発信 ②ざつ紙・古布リサイクルの推進 ・ざつ紙・古布リサイクルの情報提供 ・ざつ紙・古布の分別収集の検討 ③剪定枝の木質バイオマスとしての利活用検討 ・木質バイオマス事業への剪定枝の利活用検討 ④容器包装プラスチックの資源回収の推進 ・容器包装プラスチックの資源回収			
目標値 (抜粋)	年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
	1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	1,160	1,125	1,097
	資源化率(%)	18.8	20.5	21.0
	最終処分率(%)	12.3	12.1	12.1



表 5-8-3 松崎町ごみ処理基本計画

名称	松崎町一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（令和2年12月）	
計画期間	令和3年度～令和6年度	
広域処理の方針	既存焼却施設である「クリーンピア松崎」は、稼働開始後22年を経過しており、施設の設備の老朽化、損耗化が顕著になっている。施設の老朽化、ごみ総排出量の減少などを踏まえて、ごみ処理施設の更新を近隣市町との広域化も含めて検討していく。	
最終処分の方針	焼却灰の一部を県外再資源化施設でリサイクルしている。	
排出抑制・リサイクルの推進に関する施策	<p>&lt;町民の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①分別排出の促進、ごみ減量化への活動</li> <li>②容器包装廃棄物の排出抑制</li> <li>③環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制</li> </ul>	
	<p>&lt;事業者の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発生源における排出抑制</li> <li>②過剰包装の抑制</li> <li>③流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制</li> <li>④環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制</li> <li>⑤食品廃棄物の排出抑制</li> </ul>	
	<p>&lt;町の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ごみ処理有料化 平成18年度からごみの従量制を導入し、可燃ごみの排出量は平成20年度以降、約2%ずつ減少しており、ごみの発生抑制に効果が得られたことから、今後も現在の従量制を維持していく方針である。</li> <li>②環境教育及び普及啓発の充実 排出する町民が分かりやすい分別方法やごみ削減方法などを明示した印刷物等の新たな作成、配布の検討。また、学校や地区自治会等を通じ、処理施設の見学会やごみの問題に関する講演、啓蒙活動を行政として積極的取り組む。</li> <li>③多量排出事業者に対する指導 多量に排出する事業者について、個別に排出抑制を指導しているが、今後は減量化計画の作成指導を積極的に進め、計画的な事業系ごみの排出抑制を図っていく。</li> <li>④環境物品等の使用促進 役場内で使用している消耗品類をグリーン製品に変更購入するなど、事業者として資源循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行していく。</li> </ul>	
目標値 (抜粋)	年度	令和6年度
	見込みごみ総排出量(t)	2,232
	1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	1,050

表 5-8-4 西伊豆町ごみ処理基本計画

名称	西伊豆町一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月）		
計画期間	令和3年度～令和12年度		
基本方針	将来的に適正なごみ処理を推進するため、ごみの減量化及び資源リサイクル活動を行う。そして持続可能な社会を目指し低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の形成を推し進める。		
施策体系	<p>①ごみのリデュース（発生抑制）を推進する。</p> <p>②ごみを循環資源として、これらのリユース（再使用）や、リサイクル（再生利用）を推進する。</p> <p>③処理が必要な「ごみ」は、焼却などの中間処理や、埋立などの最終処分を安全かつ適正に処理する。</p> <p>④町民がごみへの関心を持ち、生活態度の向上を促すために、環境学習の機会を整備し効果的な啓発活動の推進を行う。</p> <p>⑤環境負荷の低減など地球環境保全の立場から安心・安全なごみ処理システムを構築する。</p> <p>⑥クリーンセンターの施設整備・運営方針を検討し効率の良い低コストのごみ処理を目標に更なる環境衛生の充実に努める。</p>		
広域処理の方針	既存焼却施設である「クリーンセンター」は稼働以来22年を経過しており、施設の老朽化や処理能力の低下が予測される。引き続き、ごみ処理の適正な収集と処理を行うため、老朽化しているクリーンセンター施設の延命化整備を進めるとともに、他市町との広域処理について検討していく。		
最終処分の方針	最終処分の対象となる処理残渣等を予測し、計画的に処分する。		
排出抑制・リサイクルの推進に関する施策	<p>&lt;町民の役割&gt;</p> <p>①使い捨て型ライフスタイルの転換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切に、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り直す）などによる再利用に努める。</li> <li>商品の購入や物品の廃棄の場合、環境に対する影響を考慮し、さらに計画的な商品購入に努め、レンタル品の活用を考慮する。</li> <li>買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品の選択に努める。</li> </ul> <p>②無駄のない食生活の推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要なだけの食材等を購入することにより、賞味期限切れ等で廃棄しなければならない食品を無くしていく。</li> </ul> <p>③物を大切に使う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切に、長く利用することに努めます。商品を購入する際は、耐久性の高い商品を選び、故障しても修理可能とする。</li> </ul> <p>④資源ごみの分別収集への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、住民団体等が行う資源ごみの集団資源回収に協力する。</li> </ul> <p>&lt;事業者の役割&gt;</p> <p>①事業活動によるごみは、減量化・再資源化等により、自らの責任で適正に処理する。</p> <p>②従業員のゴミ処理に対する意識の高揚を図る。</p> <p>③商品の販売時には、過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を奨励し、レジ袋等の使用を削減する。</p> <p>④食品廃棄物の水切りを徹底し、ごみの減量に努める。</p> <p>&lt;町の役割&gt;</p> <p>①連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの減量化を推進していくために、町と各種団体が協力し、町内事業者・廃棄物関係業者と連携する。</li> </ul> <p>②啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報等による定期的な啓発活動を行い、家庭教育・学校教育・社会教育等の場において環境教育を実施し、意識の高揚を図る。</li> </ul> <p>③ごみ減量化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみの収集等については、分別収集計画に基づいて実施する。</li> <li>平成30年度のごみ1人1日平均排出量は全国平均及び静岡県平均の家庭・事業系とも多いことが判明している。</li> <li>社会情勢に応じた新たな資源物の回収を含め、資源化できるごみの分別を徹底し、可燃ごみの減量とリサイクル意識の向上を図る。</li> </ul>		
目標値 (抜粋)	年度	令和7年度	令和12年度
	ごみ総排出量(集団回収含む)(t)	3,300	2,932
	1人1日当たりのごみ排出量(集団回収含む)(g/人日)	1,382	1,382
	資源化率(集団回収含む)(%)	15.7	15.9
	最終処分率(t)	211	185